

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること		「中長期基本計画」を策定。 ウェブサイトにて公開（ https://japanbeach.jp/ ）。 計画策定に当たり、支援企業経営者等、民間上場企業勤務監事など事業計画立案に豊富な経験値を有する関係者から幅広く意見を募っている。	0030中長期基本計画 議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること		当協会は、各地方に下部組織を持つような大規模組織ではないため、「組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画」を役員員から幅広く意見を聞きき作成している。 ウェブサイトにて公開（ https://japanbeach.jp/ ）。	001組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画 議事録
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること		中期計画起案時に財務の健全性確保に関する計画を立案し、概要を織り込んだ。 その後役員員から幅広く意見を求め、実施案まで含んだ具体案をまとめ、ウェブサイトにて公表している。	002財務の健全性確保に関する計画 議事録
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること		組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画において、具体的な方法論を定めている。 女性理事については現在50%割合である。外部理事についても、2023年度中に入選を行う。	001組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること		②については、当協会は評議会を設置しないので、対象外である。 当協会は、一般社団法人であり一般財団法人等ではないので評議委員会はない。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること		選手参加のアスリート委員会を設置。 アスリート委員会規程を策定。 規定のもとに選手の意見を協会の運営に反映すべく体制を構築した。 今年度より1回の開催を実施する。	003アスリート委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 社員総会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること		組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定。 外部理事の登用、外部員の登用含め、質と量の観点で社員総会などの規模を拡大。 同時に多様な視点からの運営を行い、経営の精度を高める。 定期的に社員総会を開催し、事業計画など運営の具体案を精査し実行する。	001組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画 議事録①
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること		当協会は、「役員選任規程」により役員就任時の年齢制限を設定している。 当協会は、「役員選任規程」により役員を選任している。	004役員選任規程
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること		当協会は「役員選任規程」により、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう定めている。 当協会は「役員選任規程」により、理事が原則として10年を超えて在任することがないよう、重任条件を設けている。	004役員選任規程
				【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 (定年制) 第5条 2理事の在任期間が10年を超える場合は、社員総会の賛成3分の2を以て重任されるものとする。	004役員選任規程
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること		現状では役員選考委員会は設置していないが、理事候補及び監事候補者の選考の為、役員選考委員会を独立組織として設置する為の規定を作成し、2023年度中に設置する。	005役員選考委員会規程
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること		倫理規定を策定している。	006倫理規定
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか		定款を前提に、当協会の組織運営に必要な規定を策定している。 定款はウェブサイトにて公開している。 https://japanbeach.jp/	004役員選任規程 006倫理規定 007監事監査規程 008強化委員会規定 009個人情報保護規定
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか		定款を前提に、当協会の業務に必要な規定を策定している。 定款はウェブサイトにて公開している。 https://japanbeach.jp/	009個人情報保護規定 0010事務局規程 0011文書取扱規程 0012経理規程 0013リスク管理規定 0014公印管理規程
	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備す	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること		報酬および就労に関する規約を設けて周知を図っている。 理事・監事は原則無報酬として、個別に資金などが発生する場合には都度社員総会を開催して、その	0015資金規定 0016就業規定

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
14	べきである。	③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか		非及び金額を決定する。	
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか		基本財産の取り扱いに関して規定を設け運用している。 特定費用準備資金などに関する規定を設け運用している。	0017基本財産の取扱に関する規程 0027特定費用準備資金等取扱規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか		オフィシャルスポンサー規程を策定している。	
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること		選考委員会規程を策定し、公平に選考を行っている。 事前の告知やリマインドなどをウェブサイト、SNA環境、直接的な電子メール等により実施している。 選手の知的財産権についても選考委員会規程に条項を設け、保護を行っている。	0019選考委員会規程
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること		日本バレーボール協会、都道府県のバレーボール協会経由で派遣を受けているため、該当しない。	
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること		規程等審議委員会規程を策定している。 「税理士法人タックス・ケア」土屋 崇之 税理士を顧問として、財務・会計などの相談を日常的に行っている。	0021規程等審議委員会規程を策定している。
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること		現状では「コンプライアンス委員会」は設置していないが、「倫理規程」「を策定しその役割を担っている。 令和4年4月にコンプライアンス委員会規程を策定。 令和5年度内にはコンプライアンス委員会設置を実施する。	0022コンプライアンス委員会規程
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること		コンプライアンス委員会は設置していない。また現時点の事業収益では、高額な謝金が必要とする専門士業のメンバーをアテンドすることは現実的ではない。 今後に向けて令和4年4月に「コンプライアンス委員会規程」を策定、令和5年度内の「コンプライアンス委員会」設置の際には、有識者の登用を前向きに検討していく。	0022コンプライアンス委員会規程
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること		コンプライアンスについての研修会等は開催していないが、JOCやJPCからのコンプライアンスに関する情報を適宜伝えることによって教育を行っている。 令和5年度からは年1回の研修参加を義務付ける。	・メールなどの案内 ・JPSA通知文
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること		当協会では、コンプライアンスについての研修会等は開催していないが、JOCやJPCからのコンプライアンスに関する研修を活用し、年に1回は必ず受講するように義務付ける。	・メールなどの案内 ・JPSA通知文
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること		該当なし	
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること		税務・会計関係は「税理士法人タックス・ケア」土屋 崇之 税理士にお願いし、専門的なサポートを構築している。 法律関係は現時点では事案が無いが、相談先を早急に確保するよう努力する。	
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること		経理規程、監事監査規程を策定している。 予算作成を事務局、出金管理を代表理事が行い、通帳とキャッシュカードをそれぞれが別途保持し、インターネットバンキングなどの出入金情報をリアルタイムで共有できる状況を構築している。100万円以上の出金に関しては出金先と売買契約書を締結し、その内容を全理事、監事、事務局で共有する体制としている。	0012経理規程 007監事監査規定
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること		経理規程を策定している。 補助金事業運営を事務局、出金管理を代表理事が行い、通帳とキャッシュカードをそれぞれが別途保持し、インターネットバンキングなどの出入金情報をリアルタイムで共有できる状況を構築している。 100万円以上の出金に関しては出金先と売買契約書を締結し、その内容を全理事、監事、事務局で共有する体制としている。 スポーツ振興事業助成会計処理の手引きに則り適正な会計処理を行っている。	0012経理規程 0029スポーツ振興事業助成会計処理の手引き
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと		ウェブサイト上に決算報告書を公開している。(https://japanbeach.jp/)	
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること		当協会では、デフリンピック等主たる国際大会の選手選考に関しては、「選手選考委員会」において大会の都度選考基準を決定し、選考前に選手に対して説明を行っている。 選手選考基準を含む選手選考に関する情報については、選考会開催要項に都度記載している。	0030第24回デフリンピック-代表候補選手選考会参加者募集0202-3
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること		協会ウェブサイトにて公開。 https://japanbeach.jp/	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること		利益相反規程を策定している。 100万円以上の契約に関しては常に契約を交わすなど、重要な契り事については慎重に対応している。	0023利益相反規定
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること		利益相反ポリシーを策定している。	0024利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	NF記入欄		
			自己チェック	自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること		スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程により通報制度を運営している。 ウェブサイト上に通報窓口を設置し、その旨をウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 ZOOM環境での研修等の実施を通じて、理事、監事、事務局に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	0025スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること		「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程及び倫理規定により運用している。 令和5年度に学識経験者の採用及び一般社団法人日本ビーチバレーボール連盟との連携を図る。	
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること		倫理規程をもって運営している。 (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	006倫理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること		倫理規程をもって運営している。 倫理委員会は非理事である監事1名、同じく非理事ある事務局員1名に代表理事を加えた3名で構成している。令和5年度に外部学識経験者が参加する。	006倫理規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること		倫理規程第8条の中で謳っている。	006倫理規定
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること		倫理規程第8条の中で謳っている。	006倫理規定
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること		リスク管理規程を策定している。 (1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んで過去5年間で不祥事は発生していないため、該当せず	0027リスク管理規定
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施		過去5年間で不祥事は発生していないため、該当せず	
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施		過去5年間で不祥事は発生していないため、該当せず	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと		地方組織はないため該当せず。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと		地方組織はないため該当せず。	